

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度 要綱・要領集

令和6年11月

宮城県農政部

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度要綱・要領集

目

次

1	みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度事務処理フロー	1
2	みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱	3
3	みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要領	7
(1)	別記1（栽培基準）	14
1)	別表1	16
2)	別表2	19
(2)	別記2（栽培管理票）	21
(3)	別記3（認証票）	23
(4)	別記4（標識旗）	25
(5)	別記5（認証申請期間）	26
(6)	別記様式（第1号～21号）	27
4	みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度運営委員会条例	60
5	みやぎの環境にやさしい農産物認証審査部会設置要領	61

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度事務処理フロー

1 認証申請～現地確認～認証登録～実績報告



2 とう精申請～とう精登録～現地確認～実績報告

- (1) **とう精申請書提出** とう精申請者→地方振興事務所→県庁
＜別記様式第7号、別記様式第7号の2、別記様式第2号の2、別記様式第8号＞
↓
- (2) とう精申請書の審査 県庁
○ ×
↓ →とう精登録棄却通知書 県庁→とう精申請者等
とう精登録 県庁
↓
- (3) とう精登録通知書、納入通知書 県庁→とう精申請者等
↓
現地確認経費の納入 とう精登録者→県庁
↓
- (4) **認証票作成依頼**、送付、**経費納入** とう精登録者→指定印刷業者→とう精登録者
＜別記様式第19号＞
↓
- (5) **とう精開始、とう精記録記帳** とう精登録者
管理票貼付、認証票貼付 とう精登録者
出荷・販売開始、出荷・販売記録記帳 とう精登録者
↓
- (6) **現地確認日程調整** とう精登録者→確認責任者
↓
- (7) 確認責任者による現地確認 確認責任者
現地確認報告書提出 確認責任者→地方振興事務所→県庁
＜別記様式第17号＞
↓
- (8) 現地確認結果通知書 県庁→とう精登録者等
↓
- (9) **実績報告書提出** とう精登録者→地方振興事務所→県庁
＜別記様式第21号、別記様式第8号＞

※ **囲い文字** は申請者（生産者）の役割

＜申請書入手先＞

- ・ 県庁みやぎ米推進課ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/ninsyou-top.html>)
- ・ 最寄りの地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所、農業改良普及センター

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱

(目的)

第1 この要綱は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産を推進するため、本県で農薬及び化学肥料等の化学合成資材の使用を低減して生産される農産物（以下「認証対象農産物」という。）の認証及び表示について必要な事項を定めることで、認証対象農産物の信頼を確保するとともに、生産意欲の高揚及び適正な流通を促す。

(定義)

第2 この要綱において「認証」とは、第7第1項の規定により申請された農産物について、第6に規定する認証登録の要件に適合することを知事が認め証することをいう。

2 この要綱において「認証対象農産物」とは、第3の各号に掲げる農産物をいう。

(認証対象農産物)

第3 認証の対象は、次の各号のいずれかに該当する農産物とする。

- (1) 本県において生産される米、麦類、豆類、茶等で乾燥調製した農産物
- (2) 本県において生産される野菜及び果実で加工しない農産物

(認証区分)

第4 認証対象農産物の認証は、次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 農薬・化学肥料不使用栽培農産物
- (2) 農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物
- (3) 農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物
- (4) 農薬・化学肥料節減栽培農産物

(審査部会)

第5 知事は、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度運営委員会の円滑な審議に資するため、みやぎの環境にやさしい農産物認証審査部会（以下「審査部会」という。）を設置するものとする。

2 審査部会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(認証登録の要件)

第6 認証対象農産物の認証登録の要件は、次のとおりとする。

- (1) 栽培基準を遵守した生産が行われることが確実であること。
- (2) 第14第1項に規定する役割が履行されていること。
- (3) 第15第1項に規定する栽培指導者が配置され、第16第1項に規定する役割が履行されていること。
- (4) 第11第1項に規定する現地確認の結果が適正であること。

(認証申請と認証)

第7 認証対象農産物の認証を受けようとする者（以下「認証申請者」という。）は、生産を開始する前に認証申請書に必要書類を添えて知事に申請しなければならない。

2 認証申請者は、前項の申請内容を変更するとき又は生産を中止するときは必要書類を添えて知事に遅滞

なく申請しなければならない。

- 3 知事は、第1項の申請内容が認証登録の要件に適合すると認めるときは、必要事項を登録し、その旨を認証申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の申請内容が認証登録の要件に適合しないと認めるときは、認証登録を行わない理由を付して認証申請者に通知するものとする。

(とう精申請と登録)

第8 第7第3項の規定により認証された玄米をとう精し、精米に認証票の表示を行おうとする者（以下「とう精申請者」という。）は、とう精申請書に必要書類を添えて知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請内容が適正であると認めるときは必要事項を登録し、その旨をとう精申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の申請内容が不適正であると認めるときは、とう精登録を行わない理由を付してとう精申請者に通知するものとする。

(登録の変更及び生産等の中止)

第9 第7第3項の規定により認証の通知を受けた者（以下「認証登録者」という。）及び第8第2項の規定によりとう精の登録通知を受けた者（以下「とう精登録者」という。）は、登録事項を変更するとき又は生産及びとう精を中止するときは、必要書類を添えて知事に遅滞なく申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請内容が適正であると認めるときは登録の変更又は抹消を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第10 知事は、認証登録又はとう精登録が不適当であると認めたときはその登録を取り消すものとする。

- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消すときは、登録取消しの理由を付して認証登録者又はとう精登録者にその旨を通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により登録を取り消したときは、認証登録者又はとう精登録者に過失がないと認められる場合を除いて、その取消しの日から起算して3年間、当該者の登録を行わないものとする。

(現地確認)

第11 栽培指導者及び確認責任者は、生産ほ場、とう精施設等の現地確認を行わなければならない。

- 2 栽培指導者は、前項の規定により行った現地確認の結果を確認責任者に報告しなければならない。
- 3 確認責任者は、第1項の規定により行った現地確認の結果を知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、前2項の結果を踏まえ、認証申請者、認証登録者及びとう精登録者に現地確認の結果を通知するものとする。

(表示方法)

第12 認証登録者及びとう精登録者は、認証された認証対象農産物及びとう精登録された精米（以下「認証農産物」と総称する。）に栽培管理票を表示しなければならない。

- 2 認証農産物に栽培管理票を表示したときは、認証票を表示することができる。
- 3 認証登録者及びとう精登録者は、出荷容器又は包装物に紛らわしい表示を行ってはならない。
- 4 認証票は、認証農産物以外に表示してはならない。
- 5 認証登録者及びとう精登録者は、不正に認証票を作成し使用してはならない。

(認証票の使用期間)

第13 認証農産物に認証票を表示することができる期間は、収穫開始日から販売が終了するまでとする。

(認証申請者等の役割)

第14 認証申請者、認証登録者及びとう精登録者は、適正な生産、とう精、出荷・販売、品質管理及び認証票の使用に努めるとともに、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

2 認証申請者、認証登録者及びとう精登録者は、生産、とう精等に関する情報を消費者、流通業者等に積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めるものとする。

3 認証登録者及びとう精登録者は、第10の規定による取消しにより損失が生じた場合又は消費者等との間で問題が発生した場合は、その責を負うものとする。

4 第10第2項の通知を受けた認証登録者及びとう精登録者は、当該認証農産物の回収又は認証票表示の除去若しくは抹消を行うとともに、認証票の使用を中止し、かつ、残存認証票を返却しなければならない。

(栽培指導者等の配置)

第15 認証申請者は、栽培指導者を配置しなければならない。

2 知事は、認証申請者及び県内のとう精登録者に対する指導及び現地確認を行うため、確認責任者を配置するものとする。

3 第7第3項の規定により認証された玄米をとう精する県外のとう精申請者は、確認責任者を配置しなければならない。

(栽培指導者等の役割)

第16 栽培指導者は、認証申請者が行う生産、出荷・販売、品質管理、認証票の使用等が適正に行われるよう指導するとともに、生産ほ場の管理状況等の現地確認を行うものとする。

2 確認責任者は、栽培指導者による指導及び現地確認が適切に行われるよう指導するとともに、生産ほ場の管理状況等の現地確認を行うものとする。また、確認責任者は、とう精、出荷・販売管理及び認証票の使用が適正に行われるよう指導するとともに、とう精状況等の現地確認を行うものとする。

3 知事は、必要に応じて生産ほ場及び認証農産物の農薬残留分析を行うものとする。

(現地確認の経費負担)

第17 認証申請者及びとう精登録者は、確認責任者が行う現地確認に要する経費を負担しなければならない。

(販売業者等の役割)

第18 流通業者、販売業者等は、認証農産物を適正に流通させるとともに、消費者に対し認証農産物の生産に関する情報等を適切に提供しなければならない。

2 流通業者、販売業者等は、不正に認証票を作成し使用してはならない。

3 流通業者及び販売業者は、認証農産物の流通過程において、化学合成資材の添加又は処理が行われた場合、認証票の表示を抹消しなければならない。

(実績報告)

第19 認証登録者及びとう精登録者は、認証農産物の出荷・販売が終了したときは、実績報告書に必要書類を添えて速やかに知事に報告しなければならない。

(その他)

第20 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に生産登録をしている農産物に係る表示認証については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

2 この要綱の施行の際、令和2年12月17日以前に生産登録申請をしている農産物に係る表示認証については、なお、従前の例による。

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要領

(目的)

第1 この要領は、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱(平成11年3月1日施行。以下「綱」という。)第20の規定に基づき、認証対象農産物の認証及び表示に係る事務取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(栽培基準)

第2 要綱第6第1号の規定による栽培基準は、別記1のとおりとする。

(認証申請と認証)

第3 要綱第7第1項の規定により認証申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本県に居住する農業者又は本県に本社を有する法人
- (2) 前号で組織する団体

2 要綱第7第1項の規定による認証申請は、次によるものとする。

- (1) 認証申請書は、別記様式第1号、別記様式第1号の2によるものとする。
- (2) 認証申請書に添付しなければならない書類は、現地確認契約書のほか、栽培計画、生産ほ場位置図及び出荷・販売計画とし、別記様式第2号、別記様式第3号、別記様式第3号の2及び別記様式第4号によるものとする。
- (3) 認証申請は、原則として要綱第3及び4の規定による農産物、認証区分及び別記5に定める申請期間が異なるごとに行うものとする。ただし、同一ほ場において、別表2に掲げる同一品目同一区分を同じ栽培方法で年複数回作付け(以下「複数作」という。)する場合はこの限りでない。
- (4) 認証申請書は、栽培指導者を經由するものとする。

3 要綱第7第1項の規定による認証申請は、別記5に定める期間に申請し、1月、2月、5月及び11月の15日までに受付したものを3月、6月、12月の運営委員会で審議するものとする。

4 要綱第7第2項の規定による認証申請の変更は、次の各号のいずれかを変更するときに行わなければならない。

- (1) 生産ほ場の所在地
- (2) その他知事がやむを得ないと認めた変更を行うとき

5 前項第1号の変更に関しては確認責任者の現地確認の3週間前までに申請するものとする。

6 認証区分、栽培面積、品種(米、麦類、豆類に限る)、使用資材、出荷販売・計画、認証票の使用枚数を変更する場合は、確認責任者の現地確認が終了する前までに、変更後の認証申請書(別記様式第1号を除く)及び添付書類(別記様式第2号を除く)を確認責任者へ提出するものとする。

7 要綱第7第2項の規定による認証申請の変更又は生産中止の申請は、次によるものとする。

- (1) 認証申請変更(生産中止)申請書の様式は、別記様式第11号によるものとする。
- (2) 認証申請変更(生産中止)申請書には、必要に応じて関係書類を添付するものとする。
- (3) 認証申請変更(生産中止)申請書は、栽培指導者を經由するものとする。

8 要綱第7第3項の規定による認証登録は、次に掲げる事項を台帳に記帳して行うものとする。

- (1) 認証登録年月日及び認証登録番号
- (2) 認証登録者氏名及び住所
- (3) 農産物の種類

- (4) 認証区分
- (5) 生産ほ場の所在地
- (6) 栽培面積
- (7) 認証票の使用枚数

9 要綱第7第3項の規定による認証通知は、別記様式第5号によるものとする。

10 要綱第7第4項の規定による認証棄却通知は、別記様式第6号によるものとする。

(とう精申請と登録)

第4 要綱第8第1項の規定によるとう精申請は、次によるものとする。

- (1) とう精申請書は、別記様式第7号、別記様式第7号の2によるものとする。
- (2) とう精申請書に添付しなければならない書類は、現地確認契約書のほか、とう精計画とし、別記様式第2号の2及び別記様式第8号によるものとする。

2 要綱第8第1項の規定によるとう精申請書の受付は、とう精申請者と売り手側との契約が成立し、玄米購入数量が決定した都度行うものとする。

3 要綱第8第2項の規定によるとう精登録は、次の各号に掲げる事項を台帳に記帳して行うものとする。

- (1) とう精登録年月日及びとう精登録番号
- (2) とう精登録者氏名及び住所
- (3) 認証区分
- (4) とう精施設の所在地
- (5) 認証票の使用枚数

4 要綱第8第2項の規定によるとう精登録通知は、別記様式第9号によるものとする。

5 要綱第8第3項の規定によるとう精登録棄却通知は、別記様式第10号によるものとする。

(登録の変更及び生産等の中止)

第5 要綱第9第1項の規定による認証登録の変更申請は、次の各号のいずれかを変更するときに行わなければならない。

- (1) 認証区分
- (2) 認証票の使用枚数
- (3) その他知事がやむを得ないと認めた変更を行うとき

2 要綱第9第1項の規定によるとう精登録の変更申請は、次の各号のいずれかを変更するときに行わなければならない。

- (1) 玄米購入数量
- (2) 精米販売数量
- (3) 包装単位及び認証票の使用枚数
- (4) その他知事がやむを得ないと認めた変更を行うとき

3 要綱第9第1項の規定による登録の変更又は中止の申請は、次によるものとする。

- (1) 認証登録変更(生産中止)申請書及びとう精登録変更(とう精中止)申請書の様式は、それぞれ別記様式第12号及び別記様式第13号によるものとする。
- (2) 各登録変更(生産中止)申請書には、必要に応じて関係書類を添付するものとする。
- (3) 認証登録変更(生産中止)申請書は、栽培指導者を經由するものとする。

4 要綱第9第2項の規定による登録の変更又は抹消の通知は、別記様式第14号によるものとする。

(登録の取消し)

第6 要綱第10第1項の規定による認証登録及びとう精登録が不適当とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 不正な手段により認証申請及びとう精申請を行い、登録を受けたとき。
- (2) 現地確認に応じないとき。
- (3) 記録に事実と異なる偽りが認められたとき。
- (4) 認証票を不正に使用したとき。
- (5) その他知事が登録の取消しが適当と認めたとき。

2 要綱第10第2項の規定による登録の取消し通知は、別記様式第15号によるものとする。

(現地確認)

第7 要綱第11第1項の規定による現地確認は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 生産及びとう精状況
- (2) 肥料、農薬等各種資材の購入及び使用状況
- (3) 当該農産物の保管状況
- (4) 前3号に関する記録状況

2 要綱第11第1項の規定による現地確認は、次に定める回数を行うものとする。

- (1) 生産状況等の現地確認は、播種（購入苗の場合は定植、果樹の場合は発芽）（以下「播種等」という。）から収穫開始までの期間が3か月以上の品目については3回、3か月未満の品目については2回行うものとする。

なお、複数作の場合は、1作目に2回行うものとし、更に2作目から最終作まで作付けごとに1回程度行うものとする。

- (2) とう精状況等の現地確認は、とう精登録後速やかに行うものとし、とう精期間中に1回以上行うものとする。

3 前項第1号の現地確認は、栽培指導者及び確認責任者が行うものとし、うち最終の現地確認を確認責任者が行うものとする。ただし、複数作の場合は、1作目の最終及び最終作の現地確認を確認責任者が行うものとする。

4 第2項第2号の現地確認は、確認責任者が行うものとする。

5 要綱第11第1項の規定による現地確認は、栽培指導者の協力を得て行うものとする。

6 要綱第11第1項の現地確認は、抽出により行うことができるものとする。

7 要綱第11第2項及び第3項の規定による現地確認の結果報告は、別記様式第16号及び別記様式第17号によるものとする。

8 要綱第11第4項の規定による現地確認の結果通知は、別記様式第5号、別記様式第6号又は別記様式第18号によるものとする。

(認証票作成等)

第8 要綱第12第2項に規定する認証票については、認証登録者及びとう精登録者が、別記様式第19号により別に指定する印刷業者に申し込むものとする。

2 認証票の作成及び送料に要する経費は、認証登録者又はとう精登録者が負担するものとする。

(表示方法)

第9 要綱第12第1項に規定する栽培管理票は、別記2のとおりとし、出荷容器又は包装物への刷り込み、貼付又は同封により行うものとする。

- 2 要綱第12第2項に規定する認証票の種類及び規格は、別記3のとおりとする。
- 3 要綱第12第2項に規定する認証票の表示は、出荷容器、包装物又は認証農産物に貼付する方法によるものとし、複数の認証票を貼付することができるものとする。
- 4 要綱第12第3項に規定する紛らわしい表示とは、次の各号に掲げる事項をいう。
 - (1) 通常の栽培方法で生産された農産物及び実際のものより優良又は有利であると誤認される用語
 - (2) 認証農産物の栽培方法、品質等を誤認させる文字、絵、写真その他の表示

(認証申請者等の役割)

第10 認証申請者、認証登録者及びとう精登録者の役割は、要綱第14第1項及び第2項に規定するほか、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 認証申請者及び認証登録者は生産ほ場に別記4の標識旗又は看板を設置すること。
 - (2) 認証申請又は認証登録ごとに、次に掲げる事項の記録を行うこと。
 - イ ほ場の所在地及び栽培面積
 - ロ 種苗の入手先及び種苗に既に使用されている資材に関すること。
 - ハ 栽培にかかる作業の内容及び作業日
 - ニ 使用した資材の名称、原料、製造方法及び成分等のほか資材に関すること。
 - ホ 使用した資材の使用方法及び使用年月日
 - ヘ 収穫面積及び収穫量
 - ト 出荷・販売日、出荷・販売先、荷口の形態及び出荷・販売量
 - チ 認証票の購入日、購入枚数
 - リ 認証票の使用日及び使用枚数
 - ヌ その他生産、出荷・販売、認証票の使用に関すること。
 - (3) とう精登録ごとに、次に掲げる事項の記録を行うこと。
 - イ とう精施設の所在地及び使用設備
 - ロ 玄米購入先、購入日、購入数量
 - ハ 精米日、精米生産数量、精米歩合
 - ニ 出荷・販売日、出荷・販売先、荷口の形態及び出荷・販売量
 - ホ 認証票の購入日、購入枚数
 - ヘ 認証票の使用日及び使用枚数
 - ト その他とう精、出荷・販売、認証票の使用に関すること。
 - (4) 出荷調製及びとう精の段階において、認証区分が異なる農産物又は認証農産物とその他農産物を混合しないこと。
 - (5) とう精後に新たな容器包装類に詰め換えるときは、栽培管理票の表示内容の全部を正確に転記すること。
 - (6) 要綱第11第1項の規定による現地確認の際に協力すること。
- 2 前項第1号に規定する標識旗については、認証申請者が、別記様式第20号により別に指定する業者に申し込むものとする。
 - 3 第1項第1号に規定する標識旗の作成に要する経費は、認証申請者が負担するものとする。
 - 4 第1項第2号及び第3号に規定する記録は、別記様式第3号、別記様式第4号及び別記様式第8号によるものとする。

(栽培指導者等の配置)

第11 要綱第15第1項の規定による栽培指導者は、農産物の栽培管理等に関する知識を有する者とする。

- 2 要綱第15第1項の規定による栽培指導者は、認証申請者と兼ねることができないものとする。ただし、団体にあっては、その組織内の責任分担が明確になっていれば、その組織又は代表者等が栽培指導者と認証申請者を兼ねることができる。
- 3 要綱第15第2項及び第3項に規定する確認責任者は、地域の農業に精通しているとともに、農業に関する知識及び技術を有する者とする。
- 4 要綱第15第3項に規定する確認責任者は、とう精施設を管理する代表者等が兼ねることができるものとする。

(栽培指導者等の役割)

第12 要綱第16第1項の規定による栽培指導者が行う指導及び現地確認は、次に掲げる事項を実施することにより行うものとする。

- (1) 認証申請者及び認証登録者から提出される書類の内容確認及び取りまとめを行い確認責任者に提出すること。また、計画に変更が生じた場合は、速やかに必要な手続きをとるよう指導するとともに、確認責任者へ報告すること。
- (2) 認証申請者及び認証登録者が行う生産及び出荷・販売管理について、適切な指導を行うこと。
- (3) 生産及び出荷・販売期間中に生産ほ場等に赴き、現地確認を行うとともに、その結果を確認責任者に報告すること。
- (4) 確認責任者が行う現地確認に協力すること。
- (5) 栽培計画、栽培記録及び出荷・販売記録を受領後3年間保管すること。

2 要綱第16第2項の規定による確認責任者が行う指導及び現地確認は、次に掲げる事項を実施することにより行うものとする。

- (1) 栽培指導者、とう精申請者及びとう精登録者から提出される書類の内容を確認し、確認の結果、疑義があれば調査を行うとともに、不備等があれば改善指導を行うこと。
- (2) 生産及び出荷・販売期間中並びにとう精期間中に生産ほ場、とう精施設等に赴き、現地確認を行い、その結果を知事に報告すること。
- (3) 栽培計画、栽培記録、出荷・販売記録、とう精計画及びとう精記録を受領後3年間保管すること。

(現地確認の経費負担)

第13 要綱第17の規定による現地確認の実施に当たっては、認証申請者の場合は別記様式第2号、県内のとう精登録者の場合は別記様式第2号の2による契約を締結するものとする。

なお、その負担額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 生産ほ場の現地確認に係る負担額は、農産物ごとかつ申請期間ごとに1、500円（一律）とする。ただし、第3第2号の団体代表者は生産者ごとに合算した負担額を納入する。
なお、農産物とは米、豆類、麦類、野菜、果樹及び茶とする。
- (2) とう精の現地確認に係る負担額は、とう精申請1件につき、3、000円（一律）とする。

2 前項第1号及び第2号の規定による負担額は、納入通知書により別に定める期日までに納入しなければならない。

3 県外のとう精登録者の現地確認に要する経費負担については、とう精登録者と確認責任者の双方が協議の上、決定するものとする。

4 第1項による契約内容に変更がある場合は、別記様式第2号の3による変更契約を締結するものとする。

5 第1項による契約を解約する場合は、別記様式第2号の4による解約合意書を締結するものとする。

(販売業者等の役割)

第14 要綱第18第1項の規定による適正な流通、情報提供等は、次に掲げる事項を実施することにより行うものとする。

- (1) 流通業者は、栽培管理票と認証農産物を一体的に流通させなければならない。
- (2) 流通業者及び販売業者は、認証票を適切に使用しなければならない。
- (3) 販売業者は、認証農産物と慣行栽培農産物との混同の恐れがないよう保管、包装及び陳列しなければならない。
- (4) 販売業者は、認証農産物、認証票及び栽培管理票を一体的に陳列及び掲示するとともに、それらを正確に転記したポップ表示等に努めなければならない。
- (5) 販売業者は、認証農産物の生産及びとう精に関する情報を収集し、消費者に対して適切に提供しなければならない。

(実績報告)

第15 要綱第19の規定による実績報告書は、別記様式第21号によるものとする。

- 2 認証登録者が実績報告書に添付しなければならない書類は、栽培記録及び出荷・販売記録とし、別記様式第3号及び別記様式第4号によるものとする。
- 3 とう精登録者が実績報告書に添付しなければならない書類は、とう精記録とし、別記様式第8号によるものとする。

附 則

この要領は、平成11年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月22日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年11月15日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、令和6年11月15日以前に生産登録申請をしている農産物に係る表示認証については、なお、従来例による。

栽 培 基 準

1 適用の範囲

この栽培基準は、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱（以下「要綱」という。）第 3 に規定する農産物であって、認証農産物の生産を行う場合に適用する。

2 定義

要綱第 4 の規定による認証区分の定義は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	定 義
農薬・化学肥料不使用栽培農産物	当該農産物の栽培期間中において、節減対象農薬、化学肥料及び化学合成土壌改良資材を使用しない栽培方法により生産された農産物であって、堆肥等による土づくりを行ったほ場において収穫されたものをいう。
農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物	当該農産物の栽培期間中において、節減対象農薬を使用しない栽培方法であり、かつ、化学肥料（窒素成分）を県慣行の 5 割以下に節減して使用した栽培方法により生産された農産物であって、堆肥等による土づくりを行ったほ場において収穫されたものをいう。
農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物	当該農産物の栽培期間中において、節減対象農薬を県慣行の 5 割以下に節減して使用した栽培方法であり、かつ、化学肥料及び化学合成土壌改良資材を使用しない栽培方法により生産された農産物であって、堆肥等による土づくりを行ったほ場において収穫されたものをいう。
農薬・化学肥料節減栽培農産物	当該農産物の栽培期間中において、節減対象農薬及び化学肥料（窒素成分）を慣行の 5 割以下に節減して使用した栽培方法により生産された農産物であって、堆肥等に培農産物よる土づくりを行ったほ場において収穫されたものをいう。

※節減対象農薬：農薬のうち、別表 1（2）にあげる農薬を除くもの

3 栽培基準の遵守

認証申請者は、次の 4 の事項を遵守しなければならない。

4 基準

（1）ほ場の設定

認証農産物の生産ほ場は、他のほ場と明瞭に区別しなければならない。

（2）品種

遺伝子組み換え技術により育成された品種の種子及び種苗は、使用してはならない。

(3) 土づくり

- イ 水稻における堆肥等の施用は、前作稲わらの全量すき込み又は堆肥等の種類、土壌条件などを考慮し適量を施用する。
- ロ 水稻以外における堆肥等の施用は、作目、作型、土壌条件などを考慮し適量を施用する。
- ハ 農薬・化学肥料不使用栽培農産物及び農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物の栽培に使用する堆肥等には、化学肥料を添加してはならない。
- ニ 施用する堆肥等は、抗生物質及び重金属等の含まれていないものの使用に努める。

(4) 栽培期間の設定

作物の栽培期間は、作物の品種特性等を考慮し、適正な時期の作付けとする。

(5) 病害虫及び雑草防除

- イ 農薬を使用する場合は、より毒性の低い普通物の使用に努めるとともに、「農薬使用基準」を遵守しなければならない。
- ロ 農薬・化学肥料不使用栽培農産物及び農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物の生産に当たっては、あらかじめ節減対象農薬が処理された種子の使用をしてはならない。

(6) 資材の使用基準

- イ 化学肥料不使用栽培に当たって使用できる肥料及び土壌改良資材は別表1（1）に掲げる資材とする。
- ロ 別表1（2）に掲げる農薬を使用した場合は、使用回数にカウントしないものとする。
- ハ 農薬不使用栽培のうち、「農薬：栽培期間中不使用」と表示する場合に使用できる資材は、特定防除資材（地域の天敵、食酢、重曹、エチレン、次亜塩素酸水）と別表1（3）に掲げるその他資材（マルハナバチ、ミツバチ）とする。
- ニ 農薬節減栽培及び化学肥料節減栽培における節減対象農薬及び化学肥料の使用基準（上限）は別表2に掲げるとおりとする。
- ホ 節減対象農薬の使用回数は、前作物の収穫終了後から当該農作物の収穫終了時までの期間において使用した殺菌剤、殺虫剤、除草剤及び植物成長調整剤の有効成分の延べ使用回数とする。
- ヘ 化学肥料の使用量は、前作物の収穫終了後から当該農作物の収穫終了時までの期間において使用した化学肥料の全窒素成分量とする。

別表 1 資材

(1) 肥料及び土壌改良資材 (平成 29 年 3 月 27 日一部改正)

資 材 名	基 準
植物及びその残さ由来の資材	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
油かす類	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
バーク堆肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件化でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料にしたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
グアノ	
乾燥藻及びその粉末	
草木灰	
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩化加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
硫酸加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。
硫酸加里苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
天然りん鉱石	天然鉱石を水洗精製したものであること。
硫酸苦土	カドミウムが五酸化リンに換算して 1 kg 中 90 mg 以下であるものであること。
水酸化苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
軽焼マグネシア	天然鉱石を粉砕したものであること。
石こう（硫酸カルシウム）	
硫黄	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
生石灰（苦土生石灰を含む。）	
消石灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン、及び塩素）	上記生石灰に由来するものであること。
岩石を粉砕したもの	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであつて、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものではないこと。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

資 材 名	基 準
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 トーマス製鋼法により副生するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中 9 0 mg 以下であるものであること。 海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。 カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中 9 0 mg 以下であるものであること。
塩基性スラグ	
鉍さいけい酸質肥料	
熔せいりん肥	
塩化ナトリウム	
リン酸アルミニウムカルシウム	
塩加カルシウム	
食酢	
乳酸	
製糖産業の副産物	
肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。 植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施させる物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び化学的な方法によらず製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。
その他の肥料及び土壌改良資材	

(2) 農薬

農 薬
・ 農薬のうち有効成分が化学合成されていないもの ・ 化学合成農薬（農薬のうち有効成分が化学合成されたもの）のうち、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）の一に掲げられているもの ・ 展着剤

(参考) 有機農産物の日本農林規格 別表2（平成29年3月27日一部改正）

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限り、使用すること。
なたね油乳剤	
調合油	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタアルデヒド粒剤	
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	

別表 2 農薬節減栽培農産物及び化学肥料節減栽培農産物における節減対象農薬及び化学肥料の使用基準

農産物	品 目	区 分	化学肥料の施用量 (窒素成分量kg/10a)		節減対象農薬の 延べ有効成分数		
			化学肥料節減 栽培農産物 (県慣行 5 割 以下)	県慣行栽培	農薬節減栽培 農産物 (県慣行 5 割 以下)	県慣行栽培	
米		移植栽培	3.5	7	8	17	
		湛水直播	3.5	7	8	17	
		乾田直播	6	12	10	20	
茶			5	11	1	2	
豆類	大豆		2	4	6	13	
	小豆		1	2	3	6	
麦類	大麦		6	13	2	5	
	小麦	ゆきちから	9	18	4	9	
		ゆきちから以外	9	18	4	8	
野菜	果 菜 類	きゅうり	ハウス促成	20	40	16	32
			ハウス抑制	17	35	15	30
			露地夏秋	16	32	12	24
		トマト	ハウス促成・半促成	18	36	15	30
			ハウス早熟	16	32	11	22
			ハウス抑制	12	25	13	26
		ミニトマト	ハウス促成・半促成	18	36	15	31
			ハウス早熟	16	32	11	22
			ハウス抑制	12	25	13	26
		なす	半促成・早熟	24	48	11	23
			露地夏秋	15	30	11	23
	かぼちゃ		9	18	4	8	
	ズッキーニ		8	16	2	5	
	ピーマン類		15	30	6	13	
	いちご		15	30	20	41	
	メロン	アールスメロン系	7	14	9	18	
	豆 類 等	えだまめ		4	8	3	7
		さやいんげん	わい性	7	14	4	8
			つる性	9	18	4	8
		サヤエンドウ		10	21	4	8
		そらまめ		9	18	5	10
	スイートコーン		13	26	4	8	
	根 菜 類	だいこん		10	20	5	10
		にんじん		13	26	5	10
		ヤーコン		5	10	－	－
		さといも		12	25	4	8
		ごぼう		10	20	4	9
		はつかだいこん		8	16	2	4
		ばれいしょ		7	15	3	7
	葉 茎 菜 類	なばな類		15	30	4	9
		非結球あぶらな科葉菜類		9	18	3	7
		キャベツ		12	25	9	18
		チンゲンサイ		12	25	3	7

農産物	品 目		区 分	化学肥料の施用量 (窒素成分量kg/10a)		節減対象農薬の 延べ有効成分数	
				化学肥料節減 栽培農産物 (県慣行 5 割 以下)	県慣行栽培	農薬節減栽培 農産物 (県慣行 5 割 以下)	県慣行栽培
野菜	葉 茎 菜 類	はくさい		12	25	7	15
		ブロッコリー		12	24	5	10
		しゅんぎく		13	27	4	8
		結球レタス		10	20	4	8
		非結球レタス		8	17	4	8
		アスパラガス		14	29	5	11
		たまねぎ		11	22	5	11
		にら	ハウス 露地	15	30	6	13
				13	27	6	13
		にんにく		12	25	5	10
		ねぎ		15	30	9	19
		こねぎ		15	30	6	13
		せり		20	40	3	6
		パセリ		15	30	4	8
		みつば		8	16	3	7
		アマランサス (ヒユナ)		8	16	1	3
		しそ		8	16	4	9
		つるむらさき		22	44	2	4
		ほうれんそう	ハウス周年 露地	8	17	4	8
				10	20	4	8
		モロヘイヤ		15	30	2	5
		みょうが (花)		10	20	2	4
果樹		りんご		5	10	18	36
		なし		13	26	17	34
		もも		6	12	14	28
		ぶどう		5	10	11	23
		ベリー類		6	12	1	2
		洋なし		8	16	16	33
		ぎんなん		10	20	－	－
		おうとう	露地雨よけ 加温促成	7	15	13	26
				7	15	5	11
		いちじく		4	8	6	12

注 1 : なばな類、非結球あぶらな科葉菜類は、農薬登録における適用作物に準じる。

注 2 : 着果促進剤などの植物成長調整剤の使用回数は、使用回数が一般的に局所的に処理されるとともに、重複せずに使用されるものについては 1 回の使用回数とする。

注 3 : 農薬の延べ有効成分数とは、当該農産物の栽培期間中に使用された農薬のトータル成分回数を表す（同一薬剤であっても複数回散布すれば、そのすべての回数を成分カウントする）。

注 4 : 購入時に節減対象農薬や化学肥料が施されている種子、種苗を使用した場合は、節減対象農薬の使用回数及び施肥量（窒素成分数）をカウントする。

別記2（要領第9－1関係）

栽培管理票

要領第9第1項に定める栽培管理票は下記によるものとする。

1 農薬・化学肥料不使用栽培農産物の場合

農薬を一切使用しない場合、
天敵又は特定防除資材を使用した場合

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票	
農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
農薬：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用	
栽培責任者 住所 連絡先 〆	
確認責任者 宮城県知事 住所 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1 連絡先 〆 022-211-2845	
精米確認者 宮城県知事 住所 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1 連絡先 〆 022-211-2845	

有機農産物の日本農林規格で定められた農薬等の
節減対象外の農薬を使用した場合

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票	
農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
節減対象農薬：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用	
栽培責任者 住所 連絡先 〆	
確認責任者 宮城県知事 住所 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1 連絡先 〆 022-211-2845	
精米確認者 宮城県知事 住所 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1 連絡先 〆 022-211-2845	

2 農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物の場合

農薬を一切使用しない場合、
天敵又は特定防除資材を使用した場合

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票	
農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
農薬：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：当地比 5 割減	
栽培責任者 住所 連絡先 〆	
確認責任者 宮城県知事 住所 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1 連絡先 〆 022-211-2845	
精米確認者 宮城県知事 住所 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1 連絡先 〆 022-211-2845	

有機農産物の日本農林規格で定められた農薬等の
節減対象外の農薬を使用した場合

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票	
農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
節減対象農薬：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：当地比 5 割減	
栽培責任者 住所 連絡先 〆	
確認責任者 宮城県知事 住所 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1 連絡先 〆 022-211-2845	
精米確認者 宮城県知事 住所 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1 連絡先 〆 022-211-2845	

3 農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物の場合

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票		
農林水産省新ガイドラインによる表示		
特別栽培農産物		
節減対象農薬：当地比5割減		
化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用		
栽培責任者		
住所		
連絡先 TEL		
確認責任者 宮城県知事		
住所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1		
連絡先 TEL 022-211-2845		
精米確認者 宮城県知事		
住所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1		
連絡先 TEL 022-211-2845		
節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
		回
		回

4 農薬・化学肥料節減栽培農産物の場合

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票		
農林水産省新ガイドラインによる表示		
特別栽培農産物		
節減対象農薬：当地比5割減		
化学肥料(窒素成分)：当地比5割減		
栽培責任者		
住所		
連絡先 TEL		
確認責任者 宮城県知事		
住所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1		
連絡先 TEL 022-211-2845		
精米確認者 宮城県知事		
住所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1		
連絡先 TEL 022-211-2845		
節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
		回
		回

5 インターネット（ホームページのアドレス等の表示）を活用して表示を行う場合

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票		
農林水産省新ガイドラインによる表示		
特別栽培農産物		
節減対象農薬：当地比5割減		
化学肥料(窒素成分)：当地比5割減		
栽培責任者		
住所		
連絡先 TEL		
確認責任者 宮城県知事		
住所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1		
連絡先 TEL 022-211-2845		
精米確認者 宮城県知事		
住所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1		
連絡先 TEL 022-211-2845		
(節減対象農薬の使用状況)		
http://www.jp/		
		

(ホームページのアドレス等情報の入手方法を記載する。)

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
		回
		回

6 農薬・化学肥料節減栽培農産物の玄米を小分け販売する場合

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票		
農林水産省新ガイドラインによる表示		
特別栽培農産物		
節減対象農薬：当地比5割減		
化学肥料(窒素成分)：当地比5割減		
栽培責任者		
住所		
連絡先 TEL		
確認責任者 宮城県知事		
住所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1		
連絡先 TEL 022-211-2845		
節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
		回
		回

- (注1) 栽培管理票中の「特別栽培農産物」名称は、「特別栽培〇〇」の名称も使用してもよい。
 なお、〇〇とは、農産物の一般的名称とする(例：特別栽培米、特別栽培トマト等)。
- (注2) 使用資材名は、主成分を示す一般的名称を記載する。
- (注3) 節減対象農薬の使用回数は、有効成分数の使用回数を記載する。
- (注4) 認証登録を受けた農産物及び認証登録を受けた玄米を小分け販売する場合は、栽培責任者及び確認責任者を記載する。とう精登録を受けた精米は、栽培責任者、確認責任者及び精米確認者を記載する。ただし、本制度においては、要綱第16の2項のとおり、確認責任者が精米確認者を兼ねるため、農林水産省新ガイドラインによる表示の該当箇所は宮城県知事と記載する。

別記3（要領第9－2関係）

認 証 票

要領第9第2項に定める認証票は下記によるものとする。

認証区分：①農薬・化学肥料不使用栽培農産物



※大80mm×60mm，中47mm×35mm，小32mm×23mm

認証区分：②農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物



※大80mm×60mm，中47mm×35mm，小32mm×23mm

認証区分：③農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物



種類：大



種類：中



種類：小

※大80mm×60mm，中47mm×35mm，小32mm×23mm

認証区分：④農薬・化学肥料節減栽培農産物



種類：大



種類：中



種類：小

※大80mm×60mm，中47mm×35mm，小32mm×23mm

標 識 旗

(参考)

(表)

農薬・化学肥料不使用
栽培農産物

宮城県
認証制度生産ほ場

(裏)

特別栽培農産物生産ほ場 (農林水産省新ガイドラインによる)	
ほ場番号 ○ 面積 ○アール	
特別栽培開始年月日 ○年○月○日	(看板)
栽培責任者 氏名 ○○○○	
確認責任者 氏名 宮城県知事 ○○○○	

- (1) 標識旗には、「宮城県認証制度生産ほ場」及び「認証区分」の名称を記載する。
- (2) 標識旗の大きさ及び形状は、縦径 33 センチメートル、横径 50 センチメートルの三角旗とする。
- (3) 標識旗の下地色は、認証票と同一とする。
- (4) 標識旗（表）の文字は、白抜きとする。
- (5) 「栽培責任者」は、生産者自身又はグループで生産する場合には生産・出荷組合等を指す。
- (6) 上記の標識旗使用のほか、標識旗（表）と看板を別々に掲示してもよい。

別記 5（要領第 3－3 関係）

認 証 申 請 期 間

要領第 3 第 3 項に定める認証申請期間は下記のとおりとする。

	認証申請期間	農産物
第 1 回	前年 1 1 月 1 6 日から 1 月 1 5 日まで	米，茶，果樹
	前年 1 1 月 1 6 日から 2 月 1 5 日まで	豆類，野菜
第 2 回	2 月 1 6 日から 5 月 1 5 日まで	豆類，野菜，麦類
第 3 回	5 月 1 6 日から 1 1 月 1 5 日まで	野菜

（注 1）豆類は播種等が 6 月中旬までの場合は第 1 回に，6 月下旬の場合は第 2 回に申請するものとする。
（注 2）野菜は播種等が 4 月から 6 月までの場合は第 1 回に，7 月から 1 2 月までの場合は第 2 回に，1 月
から 3 月までの場合は第 3 回に申請するものとする。

みやぎの環境にやさしい農産物認証申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

〒 ー
申請者 住 所
（団体又は法人にあっては、代表者等の所在地）
ふりがな
氏 名
（団体又は法人にあっては、名称及び代表者名）
電話番号 （ ）
FAX番号 （ ）
E-mail アドレス

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱第7第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

別記様式第1号の2（要領第3－2－（1）関係）

1 農産物の種類、認証区分等

ほ 場 番 号	農産物 の種類	認証 区分 番号	生産ほ場の所在地	栽培 面積	品 種	出荷・販売 予 定 数 量	出荷 単位	認証票			登録 情報 公開
								大	中	小	
1				a				枚	枚	枚	
2				a				枚	枚	枚	
3				a				枚	枚	枚	

（注1）農産物の種類の欄は品目と区分まで記載すること。

（注2）認証区分番号の欄は、次の農産物の番号①～④のいずれかを記入すること。

①農薬・化学肥料不使用栽培農産物 ②農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物

③農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物 ④農薬・化学肥料節減栽培農産物

（注3）登録情報の公開の欄は、公開を希望する場合には○印を、希望しない場合には×印を記入すること。

※「登録情報の公開」とは、県が消費者等へ認証登録者の氏名（団体又は法人にあっては名称）、連絡先の電話番号、農産物の種類及び認証区分を公開することをいう。

（注4）生産ほ場が4筆以上になる場合、団体の場合は、「1 農産物の種類、認証区分等」を省略し別記様式第1号の3を添付すること。

（注5）米、豆類、麦類は品種まで記載すること。

（注6）出荷・販売予定数量は、別記様式第4号の出荷・販売量の合計と一致すること。なお、とう精申請する場合は、（ ）内にとう精する玄米数量を記入し、出荷単位、認証票使用枚数及び認証票の貼付方法の各欄は、とう精する玄米分を除いて記入すること。

2 経営の概要

・ 区分： 個人 ・ 法人 ・ 団体 （該当するものに○をつける）

・ 団体における申請の合計生産者数 人

（注）団体の場合は、別記様式第1号の4を添付すること。

3 栽培指導者

氏 名	(団体名称及び代表者名)		
	(実務担当者所属及び氏名)		
郵便番号	—	住 所	
電話番号	()	FAX 番号	()

（注）現地確認契約書（別記様式第2号）2部、栽培計画（別記様式第3号）、生産ほ場位置図（別記様式第3号の2）及び出荷・販売計画（別記様式第4号）を添付すること。

別記様式第1号の3

1 農産物の種類

2 認証区分番号

3 登録情報の公開 希望する ・ 希望しない

4 生産者名等

ほ場 番号	生産者名	生産ほ場の所在地	栽培 面 積 (a)	品 種	出荷・販売 予定数量 ()	出荷 単位	認証票の 使用枚数		
							大	中	小
計	人		a		kg ()		枚	枚	枚

(注1) 農産物の種類の欄は品目と区分まで記載すること。

(注2) 認証区分番号の欄は、次の農産物の番号①～④のいずれかを記入すること。

①農薬・化学肥料不使用栽培農産物 ②農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物

③農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物 ④農薬・化学肥料節減栽培農産物

(注3) 登録情報の公開の欄は、いずれか一方を○で囲むこと。

※「登録情報の公開」とは、県が消費者等へ認証登録者の氏名(団体又は法人にあつては名称)、連絡先の電話番号、農産物の種類及び認証区分を公開することをいう。

(注4) 農産物の種類、作型及び認証区分が異なる場合は、別葉とすること。

(注5) 米、豆類、麦類は品種まで記載すること。

(注6) 出荷単位は、量目及び荷造方法を記入すること。

(注7) 出荷・販売予定数量は、別記様式第4号の出荷・販売量の合計と一致すること。なお、とう精申請する場合は、()内にとう精する玄米数量を記入し、出荷単位、認証票使用枚数及び認証票の貼付方法の各欄は、とう精する玄米分を除いて記入すること。

別記様式第 1 号の 4

団体生産者一覧

団体名	
合計生産者数（人）	人

No.	生産者名	農産物の種類・区分				備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

（注）農産物の種類及び区分を記入し、取り組み予定者に○をつける。

現 地 確 認 契 約 書

委託業務名 年みやぎの環境にやさしい農産物現地確認業務

履 行 期 間 認証申請した農産物の播種等から収穫開始までの期間内

金 額 金 円

認証申請者等 (以下「発注者」という。)と確認行為を行う宮城県(以下「受注者」という。)とは、年みやぎの環境にやさしい農産物現地確認(以下「現地確認」という。)の業務について、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、次の農産物の生産計画について、頭書の金額で、頭書の履行期間中に現地確認の業務を完了するものとする。

1 農産物			
2 生産ほ場の所在地			
3 播種等予定日	年	月	日
4 収穫開始予定日	年	月	日

(生産計画の変更)

第2条 発注者は、生産計画の内容を変更することができるものとする。この場合において、履行期間にかかわる事項を変更するときは、発注者と受注者が協議するものとする。

(現地確認の報告)

第3条 受注者は、現地確認が完了したときは、遅滞なくその結果報告書を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、現地確認の結果を公表することができるものとする。ただし、発注者の秘密に関する事項についてはこの限りでない。

(生産の中止)

第4条 発注者は、次の各号のいずれかの事由により、生産を中止するときは、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱により、第1条の生産計画「4 収穫開始予定日」から起算して30日以内に手続を行うものとする。

- (1) みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要領に定める認証農産物の要件に適合しなくなったとき。
- (2) その他事由により生産の継続を実施することが困難になったとき。

(支払等)

第5条 発注者は、現地確認で要する経費を受注者の発行する納入通知書により、納入通知書に定める期日までに支払うものとする。

2 前条に規定する生産中止が、現地確認を実施する以前のときは、発注者と受注者が協議により合意した上、受注者は、契約を解約し、発注者に納入金を返納するものとする。

3 前条に規定する生産中止が、現地確認を実施した後のときは、受注者は、発注者に納入金を返納しないものとする。

(契約の解除)

第6条 発注者は、受注者の責めに帰する理由により、履行期間内に現地確認を完了することができないと認めたとき又は受注者が不完全な履行をしたときは、この契約を解除することができるものとする。

2 受注者は、前条第1項の規定による支払が行われないときは、この契約を解除することができるものとする。

(その他)

第7条 この契約に定めない事項又は疑義が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して決めるものとする。

この契約を証するために、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

発注者 住 所

氏 名 印

受注者 宮城県知事 印

現 地 確 認 契 約 書

委託業務名 年みやぎの環境にやさしい農産物現地確認業務

履 行 期 間 とう精登録された玄米のとう精開始からとう精終了までの期間内

金 額 金 円

とう精登録者等 (以下「発注者」という。)と確認行為を行う宮城県(以下「受注者」という。)とは、年みやぎの環境にやさしい農産物現地確認(以下「現地確認」という。)の業務について、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、次のとう精計画について、頭書の金額で、頭書の履行期間中に現地確認の業務を完了するものとする。

1 とう精施設の所在地及び所有者名（連絡先）			
2 とう精開始予定日	年	月	日
3 とう精終了予定日	年	月	日

(とう精計画の変更)

第2条 発注者は、とう精計画の内容を変更することができるものとする。この場合において、履行期間にかかわる事項を変更するときは、発注者と受注者が協議するものとする。

(現地確認の報告)

第3条 受注者は、現地確認が完了したときは、遅滞なくその結果報告書を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、現地確認の結果を公表することができるものとする。ただし、発注者の秘密に関する事項についてはこの限りでない。

(とう精の中止)

第4条 発注者は、次の各号のいずれかの事由により、とう精を中止するときは、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱により、第1条の生産計画「3 とう精終了予定日」から起算して30日以内に手続を行うものとする。

(1) みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要領に定める認証農産物の要件に適合しなくなった

とき。

(2) その他事由によりとう精を実施することが困難になったとき。

(支払等)

第5条 発注者は、現地確認で要する経費を受注者の発行する納入通知書により、納入通知書に定める期日までに支払うものとする。

2 前条に規定するとう精中止が、現地確認を実施する以前のときは、受注者と発注者が協議により合意した上、受注者は、契約を解約し、発注者に納入金を返納するものとする。

3 前条に規定するとう精中止が、現地確認を実施した後のときは、受注者は、発注者に納入金を返納しないものとする。

(契約の解除)

第6条 発注者は、受注者の責めに帰する理由により、履行期間内に現地確認を完了することができないと認めたとき又は受注者が不完全な履行をしたときは、この契約を解除することができるものとする。

2 受注者は、前条第1項の規定による支払が行われないときは、この契約を解除することができるものとする。

(その他)

第7条 この契約に定めない事項又は疑義が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して決めるものとする。

この契約を証するために、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

発注者 住 所

氏 名 印

受注者 宮城県知事 印

現 地 確 認 変 更 契 約 書

認証申請者等（以下「発注者」という。）と確認行為を行う宮城県（以下「受注者」という。）とは、令和 年 月 日付けで締結した現地確認契約について、下記のとおり変更する契約を締結する。

記

現地確認経費「 円」を「 円」に変更する。

この契約を証するために、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 住 所

氏 名 印

受注者 宮城県知事 村井 喜浩 印

現地確認契約解約合意書

認証申請者等（以下「発注者」という。）と確認行為を行う宮城県（以下「受注者」という。）とは、 年 月 日付けで締結した現地確認契約（以下「原契約」という。）について、契約書第5条第2項の規定により協議の上、合意したので、次の条項により契約を解約する。

第1条 発注者及び受注者は、本合意書締結日をもって原契約を合意解約することとし、原契約はその効力を失うことを相互に確認する。

第2条 受注者は、本合意書締結後、発注者に対し納付済の現地確認経費金 円を返納するものとする。

第3条 発注者及び受注者は、前条に定める返納金を除き、相手方に対するその他の請求をそれぞれ放棄し、本件解約に関し、何らの損害の賠償を請求しないことを確認する。

この合意を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 住 所

氏 名 印

受注者 宮城県知事 印

年みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度栽培計画(記録)								
生産者	認証区分	農産物の種類	品 種	ほ 場 番 号	ほ場数	栽培者数	栽培面積	認証申請番号
氏名						人	a	

購入苗の場合は右欄に○を記入し、使用資材がある場合、上記欄に記入してください。			購入	化学肥料の合計施用量 (窒素成分量 kg/10a)	基準	計画	認証時*	実績	節減対象農薬の延べ 有効成分数	基準	計画	認証時*	実績
播種後または定植後の栽培環境について該当するものに○印を記入してください。			露地		施設	kg	kg	kg		kg	成分	成分	成分

↓記入者チェック欄(有・無いいずれかに○印を記入) ↑認証時*欄には、計画変更の場合、現地確認時までの使用実績、それ以降の計画分を加えた数値を記載。計画変更がない場合は、空欄とし実績報告時に実績欄に記載。

- 種子・苗の消毒
有・無
方法や農薬名を栽培
計画(記録)に記載。
- 予定にない肥料・農薬・資
材の使用(現地確認時)
有・無
使用資材の欄に赤字
で記載。

栽培指導者現地確認欄	
計画時期	実績年月日
栽培指導者受領確認欄（受領年月日）	

県機関記入欄 (収 受 印)	

生産者は太線枠内をご記入下さい。

生産ほ場位置図

生産者		農産物の種類		認証区分番号	
ほ場所在地					

（注1）2筆以上のほ場の場合には、地図中には場番号を記入すること。
（注2）看板の設置予定場所についても記入すること。
（注3）既存の地図等の写しを添付することで代替してもよい。

別記様式第4号（要領第3－2－（2）、3－7－（2）、5－3－（2）、10－4、15－2関係）

年出荷・販売計画（記録）

農産物の種類		生産者	栽培指導者	確認責任者	受領確認欄
認証申請番号		氏名	住所 氏名 電話	住所 氏名 電話	栽培指導者 月 日
ほ場番号					

品種別 収穫面積	出荷・販売 年 月 日	形 態 別 出 荷 ・ 販 売 数 量								出荷・販売先	出荷・ 販売量 (kg)	収 穫 量 (kg)	認 証 票 の 数 使 用 枚 数 (枚)		
		バ ー (kg) ①	束 (kg) ②	袋 (kg) ③	箱 (kg) ④	規格又は等級別数量（箱、袋等包装数量）							大	中	小
											計				
(品種名) (a)															
計										—					

（注1）ほ場番号の欄は、認証申請書のほ場番号と同一とすること。
（注2）栽培指導者及び受領確認欄は、栽培指導者が記入すること。
（注3）品種別・収穫面積の欄は、米、麦類、豆類については品種別に記入し、野菜、果樹については品種別の記載は不要とする
（注4）規格又は等級別数量の空欄は、認証農産物の規格又は等級を記入し、出荷日ごとにその販売数量を記入すること。
（注5）認証票使用枚数は、サイズごとに使用実績を記入すること。
（注6）とう精登録した又は予定している場合、自家とう精する玄米については、出荷・販売先欄に「自家とう精」と記入し、出荷・販売量欄に自家とう精する玄米量を（ ）で記入すること。自家とう精の場合は認証票使用枚数は記載不要。
（注7）収穫量の合計及び出荷・販売量の合計は、別記様式第3号の全収穫量及び全出荷・販売量とそれぞれ一致すること。

みやぎの環境にやさしい農産物現地確認結果及び認証通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県知事

印

年 月 日付けで認証申請のありましたこのことについては、現地確認結果が適正であり、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱第7第3項の規定により認証登録したので通知します。

記

- 1 認証登録年月日
- 2 認証登録番号
- 3 農産物の種類
- 4 認証区分

みやぎの環境にやさしい農産物生産物現地確認結果及び認証棄却通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県知事

印

年 月 日付けで認証申請のありましたこのことについては、下記の理由により認証登録の要件に適合しないので、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱第7第4項の規定により、認証登録を行わなかったことを通知します。

記

- 1 認証申請番号
- 2 農産物の種類
- 3 認 証 区 分
- 4 理 由
- 5 現地確認結果

別記様式第7号（要領第4－1－（1）関係）

みやぎの環境にやさしい農産物とう精申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

〒 ー
申請者 住 所
(団体又は法人にあっては、代表者等の所在地)
ふりがな
氏 名
(団体又は法人にあっては、名称及び代表者名)
電話番号 ()
FAX番号 ()
E-mail アドレス

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱第8第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

別記様式第7号の2（要領第4－1－（1）関係）

玄米購入先等

玄米認証登録番号	認証区分番号	玄米購入先	玄米購入先住所	玄米購入数量	とう精情報の公開
				kg	

精米販売数量	包装単位	販売個数	認証票の使用枚数				とう精開始 予 定 日	とう精終了 予 定 日
			大	中	小	計		
kg	kg	個	枚	枚	枚	枚	月 日	月 日
							月 日	月 日
							月 日	月 日

（注1）玄米認証登録番号の欄は、申請中の場合は、同時申請中と記入すること。

（注2）認証区分番号の欄は、次の農産物の番号①～④のいずれかを記入すること。

①農薬・化学肥料不使用栽培農産物

②農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物

③農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物

④農薬・化学肥料節減栽培農産物

（注3）購入先又は認証区分が異なるごとに別欄とすること。

（注4）とう精情報の公開の欄は、公開を希望する場合には○印を、希望しない場合には×印を記入すること。

※「とう精情報の公開」とは、県が消費者等へとう精登録者の氏名（団体又は法人にあっては名称）、連絡先の電話番号、認証農産物の種類及び認証区分を公開することをいう。

（注5）現地確認契約書（別記様式第2号の2）2部及びとう精計画（別記様式第8号）を添付すること。ただし、県外とう精申請者の場合、現地確認契約書の添付は必要としない。

年とう精計画（記録）

玄米認証登録番号								認証区分番号						
とう精申請者（とう精登録者）							玄 米 購 入 先							
氏名							住所 氏名 電話							
と う 精 施 設 所 在 地							確 認 責 任 者							
所在地 所有者 連絡先							住所 氏名 電話							
産地			品種				確認年月日 月 日 印 月 日 印							
年 月 日	検査 等級	玄米 残 数量 kg	玄米 買受 数量 kg	玄米 使用 数量 kg	精米 生産 数量 kg	歩留 %	精米量目別生産数量（個）					認証票の使用枚数 （枚） 大 中 小		
							kg	kg	kg	kg	kg			
計	—					—								

(注1) 玄米認証登録番号の欄は、申請中の場合は、同時申請中と記入すること。

(注2) 認証区分番号の欄は、次の農産物の番号①～④のいずれかを記入すること。

①農薬・化学肥料不使用栽培農産物

②農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物

③農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物

④農薬・化学肥料節減栽培農産物

(注3) 認証区分及び品種が異なる場合は、別葉とすること。

みやぎの環境にやさしい農産物とう精登録通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県知事 印

年 月 日付けでとう精申請のありましたこのことについては、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱第8第2項の規定により、とう精登録したので通知します。

記

- 1 とう精登録年月日
- 2 とう精登録番号
- 3 認証区分

みやぎの環境にやさしい農産物認証棄却通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県知事 印

年 月 日付けで認証申請のありましたこのことについては、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱第 8 第 3 項の規定により、下記の理由によりとう精登録を行わなかったことを通知します。

記

理由

みやぎの環境にやさしい農産物認証申請変更（生産中止）申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

〒 ー
申請者 住 所
（団体又は法人にあっては、代表者等の所在地）
ふりがな
氏 名
（団体又は法人にあっては、名称及び代表者名）
電話番号 （ ）
F A X 番号 （ ）

年 月 日付けで認証申請した内容の下記のとおり変更（生産中止）したいので、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱第 7 第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。
記

認証申請 番 号	農産物 の種類	変更項目	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由

- （注 1）生産を中止する場合は、変更内容欄に「生産中止」と記載し、変更理由欄に中止理由を記入すること。関係書類の添付は必要としない。
- （注 2）該当書類を添付すること。
- （注 3）生産ほ場を変更する場合には、生産ほ場位置図（別記様式第 3 号の 2）も添付すること。

みやぎの環境にやさしい農産物認証登録変更（生産中止）申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

〒 ー
申請者 住 所
（団体又は法人にあっては、代表者等の所在地）
ふりがな
氏 名
（団体又は法人にあっては、名称及び代表者名）
電話番号 （ ）
F A X 番号 （ ）

年 月 日付け 第 号で認証登録された内容の下記のとおり変更（生産中止）
したいので、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱第 9 第 1 項の規定により、関係書類を添えて
申請します。

記

認証申請 番 号	農産物 の種類	変更項目	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由

（注 1）生産を中止する場合は、変更内容欄に「生産中止」と記載し、変更理由欄に中止理由を記入す
ること。生産を中止する場合、関係書類の添付は必要としない。
（注 2）該当書類を添付すること。

みやぎの環境にやさしい農産物とう精登録変更（とう精中止）申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

〒 ー
申請者 住 所
(団体又は法人にあっては、代表者等の所在地)
ふりがな
氏 名
(団体又は法人にあっては、名称及び代表者名)
電話番号 ()
FAX番号 ()

年 月 日付け 第 号でとう精登録された内容を下記のとおり変更（とう精中止）したいので、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱第 9 第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

とう精登録番 号	変 更 項 目	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由

- （注 1）とう精を中止する場合は、変更内容欄に「とう精中止」と記載し、変更理由欄に中止理由を記入すること。
- （注 2）とう精計画（別記様式第 8 号）を添付すること。
- （注 3）とう精を中止する場合、関係書類の添付は必要としない。

みやぎの環境にやさしい農産物登録変更及び抹消通知書

第 年 月 日 号

殿

宮城県知事 印

年 月 日付で登録変更（生産中止又はとう精中止）申請のありましたこのことについては、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱第 9 第 2 項の規定により、下記のとおり登録の変更（下記の登録の抹消）を行ったので通知します。

記

（認証登録の変更又は生産中止の場合）

認証登録番号	認証登録者氏名	農産物の種類	変 更 項 目	変 更 内 容

（とう精登録の変更又はとう精中止の場合）

とう精登録番号	とう精登録者氏名	変 更 項 目	変 更 内 容

みやぎの環境にやさしい農産物登録取消通知書

第 年 月 日 号

殿

宮城県知事 印

年 月 日付け 第 号で通知した生産登録（認証登録、とう精登録）が不適当であると認められたので、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱第 10 第 2 項の規定により、認証登録（とう精登録）を取り消します。

記

（認証登録の場合）

認証登録 年 月 日	認証登録番号	認証登録者氏名	農産物の種類	認証 区分	理 由

（とう精登録の場合）

とう精登録 年 月 日	とう精登録 番 号	とう精登録者 氏 名	認証 区分	理 由

（注）認証区分の欄の番号は、次の農産物を示す。

- ①農薬・化学肥料不使用栽培農産物
- ②農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物
- ③農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物
- ④農薬・化学肥料節減栽培農産物

年みやぎの環境にやさしい農産物現地確認報告書

年 月 日

確 認 責 任 者 殿

栽培指導者氏名

電話番号

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱第 1 1 第 2 項の規定により、現地確認の結果を報告します。

記

確認月日	ほ場 番号	認証申請番号	認証申請者名	農産物の 種 類	認証 区分 番号	標 識 旗 の 設 置	栽培記録 ・ 認証票 使用記録	資 材 の 使用状況	ほ 場 の 管理状況	変更事項	特 記 事 項
(第 1 回) 月 日						有 無	適 否	適 否	良 並 不	有 無	
(第 2 回) 月 日						有 無	適 否	適 否	良 並 不	有 無	
(第 3 回) 月 日						有 無	適 否	適 否	良 並 不	有 無	
(第 4 回) 月 日						有 無	適 否	適 否	良 並 不	有 無	

- (注 1) ほ場番号の欄は、認証申請書のほ場番号を記入すること。
(注 2) 認証区分番号の欄は、次の農産物の番号①～④のいずれかを記入すること。
①農薬・化学肥料不使用栽培農産物 ②農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物
③農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物 ④農薬・化学肥料節減栽培農産物
(注 3) 団体の場合は、上記の表を省略し別記様式第 1 6 号の 2 を添付すること。
(注 4) 変更事項がある場合には、関係書類を添付すること。

別記様式第 16 号の 2

1 確認月日 月 日 (第 回) 2 農産物の種類 _____ 3 認証区分番号 _____ 4 認証申請番号 _____

[illegible]

年みやぎの環境にやさしい農産物現地確認報告書

宮城県知事 殿

年 月 日

確認責任者名

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱第 1 1 第 3 項の規定により、現地確認の結果を報告します。

記

1 認証の場合

確認月日	ほ場 番号	認証申請番号	認証申請者名	農産物の 種 類	認証区分 番 号	標 識 旗 の 設 置	栽培記録 ・ 認証票 使用記録	資 材 の 使用状況	ほ 場 の 管理状況	変更事項	特 記 事 項
月 日						有 無	適 否	適 否	良 並 不	有 無	
月 日						有 無	適 否	適 否	良 並 不	有 無	

2 とう精の場合

確認月日	とう精登録番号	とう精登録者名	認証区分 番 号	売買を証する書類 有 無	とう精状況 適 否	とう精記録 適 否	表 示		特 記 事 項
							認 証 票 使用記録	栽培管理 票	
月 日				有 無	適 否	適 否	適 否	有 無	
月 日				有 無	適 否	適 否	適 否	有 無	

3 自家とう精の場合

確認月日	とう精登録番号	とう精登録者名	認証区分 番 号	とう精状況 適 否	とう精記録 適 否	表 示		特 記 事 項
						認 証 票 使用記録	栽培管理 票	
月 日				適 否	適 否	適 否	有 無	
月 日				適 否	適 否	適 否	有 無	

(注 1) ほ場番号の欄は、認証申請書のほ場番号を記入すること。
(注 2) 認証区分番号の欄は、次の農産物の番号①～④のいずれかを記入すること。
①農薬・化学肥料不使用栽培農産物 ②農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物
③農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物 ④農薬・化学肥料節減栽培農産物
(注 3) 変更事項がある場合には、関係書類を添付すること。

みやぎの環境にやさしい農産物現地確認結果通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県知事

印

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱第 11 第 1 項の規定により実施した現地確認の結果は適正（不適正）でした。

記

1 認証登録番号（とう精登録番号）

2 認証区分

みやぎの環境にやさしい農産物認証票作成依頼書

年 月 日

殿
（指 定 印 刷 業 者）

〒 ー
住 所
（団体又は法人にあっては、代表者等の所在地）
ふ り が な
氏 名
（団体又は法人にあっては、名称及び代表者名）
電話番号 （ ）
FAX番号 （ ）

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要領第8第1項の規定により、認証票を下記のとおり作成したいので申し込みます。

記						
認証登録番号 又は とう精登録番号 （登録年月日）	認証区分番号	認 証 票 規 格				備 考
		大	中	小	計	
（ . . ）		枚	枚	枚	枚	
（ . . ）						
（ . . ）						
計						

（注）認証区分番号の欄は、次の農産物の番号①～④のいずれかを記入すること。
①農薬・化学肥料不使用栽培農産物 ②農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物
③農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物 ④農薬・化学肥料節減栽培農産物

みやぎの環境にやさしい農産物標識旗作成依頼書

年 月 日

殿
（指定印刷業者）

〒 ー
住 所
（団体又は法人にあつては、代表者等の所在地）
ふりがな
氏 名
（団体又は法人にあつては、名称及び代表者名）
電話番号 （ ）
FAX番号 （ ）

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要領第10第2項の規定により、標識旗を下記のとおり作成
したいので申し込みます。

記

認 証 区 分	申込数量
①農薬・化学肥料不使用栽培農産物	枚
②農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物	
③農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物	
④農薬・化学肥料節減栽培農産物	
計	

みやぎの環境にやさしい農産物実績報告書

年 月 日

宮城県知事

殿

〒

認証（とう精）登録者 住 所

（団体又は法人にあっては、代表者等の所在地）

ふりがな

氏 名

（団体又は法人にあっては、名称及び代表者名）

電話番号 （ ）

FAX番号 （ ）

年 月 日付け 第 号で認証（とう精）登録された農産物について、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱第 1 9 の規定により、実績を報告します。

（注）栽培記録（別記様式第 3 号）、出荷・販売記録（別記様式第 4 号）及びとう精記録（別記様式第 8 号）のうち該当する書類を添付すること。

みやぎの環境にやさしい農産物認証制度運営委員会条例

平成十八年三月二十三日

宮城県条例第三十九号

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、農薬の使用回数及び化学肥料の使用量を低減して生産される農産物の認証及び表示の制度の運営に関する重要事項を審議するため、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織等)

第二条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、消費者団体、流通関係団体又は生産者団体の役員又は職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第三条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

みやぎの環境にやさしい農産物認証審査部会設置要領

(設置目的及び名称)

第1 この要領は、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示要綱(平成11年3月1日施行)第5第1項の規定に基づき設置する、みやぎの環境にやさしい農産物認証審査部会(以下「審査部会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2 審査部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 認証登録の適否の審査
- (2) 認証農産物の認証基準の策定に関する事項
- (3) 栽培基準に関する事項
- (4) その他みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の運営に関する必要な事項

(組織)

第3 審査部会は、別表に掲げる県の職員をもって構成する。

- 2 審査部会に部会長を置き、農政部みやぎ米推進課長を充てる。
- 3 部会長は、審査部会を統括し、審査部会を代表する。

(会議)

第4 部会長は、第2項に規定する事項について、必要があると認めるときは、部会員を招集し、審査部会の会議を主宰する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、審査部会の会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 部会の構成員がやむを得ず欠席する場合は、代理出席を認める。

(審査)

第5 前項にかかわらず、第2第1号の認証登録の適否の審査は、別表の審査担当の欄に掲げる職員が行い、その結果をもって審査部会の決定とする。

- 2 審査担当の欄に掲げる職員は、所属する班の班員に審査を委任することができる。

(分科会)

第6 審査部会に、分科会を置くことができる。

- 2 前項の分科会は、第2(2)から(4)までの事項について、部会長の求めに応じて調査検討を行う。

- 3 分科会に属する職員は、所属長の同意を得た上で部会長が指名する。
- 4 分科会に分科会長を置き、部会長が指名する。

(庶務)

第7 審査部会の庶務は、農政部みやぎ米推進課において処理する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月20日から施行する。

別表1(第3条の1、第4の1関係)

充てる職	審査担当
農政部みやぎ米推進課長	
農政部みやぎ米推進課総括課長補佐(技術を担当するもの)	
農政部みやぎ米推進課生産販売班長	作物
農政部みやぎ米推進課環境対策保全班長	作物・園芸
農政部園芸推進課園芸振興班長	園芸